

早期相談・発見で虐待を防ぎましょう

新型コロナウイルスは5類に移行しましたが、感染症対策や在宅勤務を継続している方もいらっしゃると思います。家庭内での精神的ストレスの蓄積や介護者の負担の増大、または経済的な負担等が要因となり、虐待につながるものが懸念されています。しかし、家庭内のことは周囲に発見されづらく、また、「家庭内の問題だから…」と通報しにくい現状があり、虐待をうけている本人からSOSはなかなか出ません。

地域でいち早く気づき通報することが被害を深刻化させず、早期解決につながります。「虐待を受けた」「してしまった」、または「周囲の人が気づいた」とときには、一人で悩まず各窓口へご相談ください。

◆SOSサインの例

本人の様子

- 体や服がいつも汚れている
- 不自然なげがが多い
- 急におびえたり、わめく等、情緒不安定
- 家から怒鳴り声や悲鳴、ものが投げられる音が頻繁に聞こえる

◆私たちにできること

- 見守り** 「こんにちは」「お出かけですか」など日頃から地域で声をかけあうことで、孤立を防ぐことができます。
- 気づき** 「様子を変だな」「暴力を振るわれているのかな」「家族が疲れているみたい」などあなたの小さな気づきが解決の第一歩です。
- つなぐ** 地域の民生委員・児童委員や町役場の担当窓口へ相談してください。秘密は守られます。

相談窓口

高齢者虐待	上里町地域包括支援センター (高齢者いきいき課内)	☎35-1243
障害者虐待	町民福祉課社会福祉係	☎35-1224
児童虐待	児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
	子育て共生課子育て支援係	☎35-1236
全ての分野 24時間 365日対応	埼玉県虐待通報ダイヤル	☎#7171



地域包括支援センター 通信

こむぎっち
元気ちょっくら健康体操
～忍保地区～

令和5年度、忍保地区で町内30か所目となる「こむぎっち ちょっくら健康体操」が立ち上がりました！

毎週火曜の午前中に、地域の方々が集まって楽しく体操を実施しています！

地域の方と話ができて楽しいです！

気持ちが明るくなりました。



生活にメリハリができました！

膝の痛みが良くなりました。

こむぎっち ちょっくら健康体操とは??

重りを使った筋力運動です。手首や足首に重りを巻き付け、椅子に座ってゆっくりと手足を動かしていくことで、高齢者の方でも安全に筋力・バランス能力を高めることができます。

さらに、地域の集会所等で体操を行うので、交流を通して楽しく継続でき、閉じこもりや認知症予防の効果もあります。

*お住まいの地区の体操実施状況や体操をやってみたいという方は、高齢者いきいき課までお問い合わせください。なお、実施地区の情報はこむぎっちカレンダーにも掲載しています。

上里町地域包括支援センター(高齢者いきいき課内)【☎35-1243】

高齢者自転車用ヘルメット購入費の一部を補助します

対 象…町内在住の65歳以上の方（ヘルメット購入時）で、本人および世帯員に町税の滞納がない方

ヘルメット…令和6年4月1日以降に購入した、SG基準等の安全基準に適合するもの

補助額…2,000円

申請方法…高齢者いきいき課窓口の申請書に、領収書と安全基準認証が確認できる

ヘルメットの保証書等の写しを添えて提出してください。

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】



高齢者福祉 サービス一覧



事業名称	対象者	内容
敬老祝金支給事業	・77歳、88歳、99歳 ※9月15日現在で、上里町に1年以上居住している方	長寿を祝うために祝金を支給する事業 支給金額 ：77歳 5,000円 88歳 20,000円 99歳 30,000円 支給日 ：10月末日
プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚式の開催	・プラチナ婚（70年）、ダイヤモンド婚（60年）、金婚（50年）を迎えた夫婦	記念写真の撮影および記念品の贈呈
100歳高齢者祝い状伝達式の開催	・100歳を迎える高齢者	町長による自宅訪問、写真撮影および記念品等の贈呈
介護保険利用者負担金助成事業	・在宅の介護および総合事業利用者（生活保護受給者除く） ・介護保険料の所得段階 第1～3段階の方	介護サービス等に係る利用者負担金の一部（1/2または1/4）を助成する事業
要介護高齢者介護者手当支給事業	・65歳以上の在宅介護を受けている要介護高齢者（要介護3～5）と同居し、居宅において常時介護している方 ※要介護3については要介護認定時の主治医意見書に記載された認知症高齢者自立度がⅢb以上の方	手当支給事業（※短期入所、入院、施設入所等を15日以上利用した月は対象外） 支給額 ：月額7,000円 支給月 ：5・9・1月
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	・65歳以上の在宅介護を受けている要介護高齢者（要介護3～5） ※要介護3については要介護認定時の主治医意見書に記載された認知症高齢者自立度がⅢb以上の方	町と委託契約を締結している町内の理容師または美容師が居宅を訪問し、理美容サービスを無償で行う事業 利用券発行枚数 ：2枚/人
緊急通報システム事業	・町内に住所を有している方 ・65歳以上の一人暮らしの高齢者で、急な発作の恐れあるいは身体上慢性的な疾患等により日常を営むうえで、常時注意を要する方 ・65歳以上の高齢者で構成されている二世帯で、どちらか一方が寝たきりまたは認知症があり、かつ、他方が身体上慢性的な疾患等により日常を営むうえで、常時注意を要する方 ・一人暮らしの重度身体障害者 ・すでに固定電話回線をお持ちの方 ※対象外の方 ①同敷地および同建物内に家族が住んでいる方 ②日中のみ一人になる方 ※利用可否を判断するため、役場職員による聞き取り調査を行います。	緊急通報用装置を貸与し、安全を確保することを目的とする事業 ※緊急時に速やかに動くことのできる緊急通報協力員2名必要 利用料 …0円



問合せ…高齢者いきいき課【☎35-1243】

「上里町低所得者支援給付金」のご案内

エネルギー、食料品価格などの物価高騰の影響を踏まえ、下記の給付金を支給します。

①住民税均等割のみ課税世帯への給付金

対象者

基準日（令和5年12月1日時点）において、上里町に住民登録があり、令和5年度住民税所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯

※住民税非課税世帯への給付金との重複受給はできません。

支給額

1世帯当たり10万円

②低所得者の子育て世帯への追加給付金

対象者

基準日（令和5年12月1日時点）において、上里町に住民登録があり、令和5年度住民税が非課税の世帯および住民税均等割のみ課税世帯（左記①の世帯）の内、18歳以下（※平成17年4月2日以降生まれ）の児童を扶養している世帯

支給額

児童1人当たり5万円

◆実施時期

上記給付金に該当する方へは、令和6年4月上旬に「お知らせ」を発送します。

◆問合せ

町民福祉課社会福祉係 **【☎35-1224】**

『町民農園』利用者募集!

応募資格…町内在住で農家以外の方

開園場所…三町826-3または三町922-1・922-2

貸付面積…1区画約50㎡

貸付金額…年間3,000円

貸付期間…令和8年2月28日まで

貸付条件…以下の①～④

- ①建物や工作物を設置しないこと
- ②営利を目的として栽培しないこと
- ③転貸しないこと
- ④その他(町特定農地貸付規定による)

申込…4月1日(月)～17日(水)(土・日除く)

午前8時30分～午後5時15分

※申込書は産業振興課産業観光係にあります。

※応募者多数の場合は抽選となります。

※利用区画は産業振興課で指定させていただきます。

問合せ…産業振興課産業観光係

【☎35-1232】



上里町住宅改修資金補助制度

町では、住宅改修に伴う補助制度を実施しています（1世帯1回限り）。

対象工事（以下の①～③全てに該当すること）

- ①町内に本店を有する業者が行う工事
- ②工事金額が20万円以上（消費税を除く）
- ③年度内に工事が完了すること

◀ 改修工事の例 ▶

- ・屋根、外壁などの外装工事
- ・居間、浴室、台所、トイレなどの改修
- ・畳替え、クロス、張替え、建具、断熱サッシなどの内装工事

補助金額

・対象工事費の10%以内（上限5万円）を上里町共通商品券にて交付

申請について

- ・必ず着工前（10日程度）に申請してください。
- ・申請は先着順になります。
- ・予算が上限に達した時点で申請受付終了となります。
※詳細はお問い合わせください。

問合せ…産業振興課産業観光係 **【☎35-1232】**

5/12 ㊥ 駅周辺でマーケットを開催!



問合せ/まちづくり推進課都市整備係 (☎71-6511)

『上里町リサイクルステーション』は ルールを守って利用しましょう

問合せ…暮らし安全課生活環境係
☎35-1226

上里町リサイクルステーションが、ルールを守らず利用されるケースが目立っています。「ダンボールが外に出されている」、「ペットボトルのラベルがはがされていない」、「出せないもの(はさみ・お菓子の缶・プラスチックトレイ等)が入っている」など、ごみ箱のような扱いを受けています。

今後、ルールが守られず不法投棄が相次いだ場合、美観を損ねるとともに、非衛生的であることから、リサイクルステーションを維持できなくなる恐れがあります。

リサイクルステーションは、皆さまの協力で成り立っていますので、ルールを守って利用しましょう。

【回収品目】

出せるもの	出せないもの
ダンボール	○汚れがひどいもの
布	○皮類、ダウンジャケット、中に綿が入っている衣類(はんでんなど)、靴類、カーペット、じゅうたん、裁断くず、汚れがひどいもの、悪臭がするもの、ペットに使ったもの、濡れているもの。
生きびん(びんのまま再商品化されるびん) (一升瓶、ビールびん、焼酎びん、牛乳びん)	○割れたびん、ひびの入ったびん
その他びん (ドレッシング、ジャム、ドリンク剤、調味料など)	○びんのキャップや王冠
かん(飲料缶)	○肉、魚、果物等の缶詰類、お菓子の缶 ○汚れがひどい缶
ペットボトル	○リサイクルマーク(PET1)以外のもの



▲リサイクルステーションに実際に出されていたルール違反物

「出せるもの」「出せないもの」の詳細は、町ホームページからご確認ください。



◀町HP
「リサイクルステーション」

資源はきちんと分別をして リサイクルをしましょう!